

# 参 考 资 料



# 1 用語集

## (1) 50音順

用語	ページ	解説
あ行		
愛知目標	7	<p>平成22年に名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締結国会議(COP10)において採択された「戦略計画2011-2020」の達成に向けた具体的な行動目標として設定された20の個別目標。</p> <p>「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨のもと、保護地域を陸域17%、海域10%とするなど、数値目標を含む、より具体的なものになっている。</p>
愛リバー・ロード・ビーチ	48	<p>愛媛県公共土木施設愛護事業。</p> <p>河川、道路、海岸の一定区間の清掃美化活動を自発的に行うボランティア団体等を愛護サポーターとして募集。愛護サポーターとして認定された団体の清掃美化活動に対しては、県・地元市町等が協力して支援する。</p>
アスベスト	14, 35	<p>天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。</p> <p>安価な建設資材等として広く使用されてきたが、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散しやすく、人間が吸入すると、肺癌や中皮腫などの原因になると指摘されている。現在は、一部の適用除外を除き、一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されている。</p>
石綿	21	「アスベスト」の欄参照。
一般廃棄物	42, 44	<p>産業廃棄物以外の廃棄物。</p> <p>一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。</p>
遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)	7	<p>生物多様性条約の3番目の目的として規定。</p> <p>条約では、「利用者は提供国の『事前の情報に基づく同意』を取得し、提供者と『相互に合意する条件』を設定したうえで、遺伝資源を利用する」など、基本的なルールを設定している。</p>
ウォームビズ	53, 54	<p>暖房時の室温が20℃でも暖かく快適に過ごすことができるよう取組を促す、平成17年度から環境省が推進しているキャンペーン。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。</p>
エコアクション21	19, 39	<p>中小事業者でも容易に取り組めるよう、環境省が定めた環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインに基づく制度。このガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、その取組状況等を公表している事業者を、認証し登録する「認証・登録制度」を設けている。</p>
エコカー	53	<p>燃費性能が高く、二酸化炭素排出量を抑えた、環境への負荷が少ない車の総称。低公害車。</p> <p>ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池車などがある。</p>
エコツアー	44, 54	エコツーリズムの考え方に沿った旅行行程若しくはプログラム。
エコ通勤	39, 54	<p>通勤や通学の際に、電車やバス、自転車・徒歩など、環境にやさしい交通手段を選択する取組。周辺地域の渋滞問題や地球温暖化等様々な問題の原因となり得る自家用車による通勤からの転換を促す。</p> <p>県では、特に温室効果ガスを排出しない自転車によるエコ通勤の普及を促進している。</p>

用語	ページ	解説
エコツーリズム	15, 16, 44	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
エコドライブ	39, 53	環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用に関する取組。 穏やかな発進、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングはやめるなど、燃料消費の少ない運転を心がけることで、自動車の運行等から発生する温室効果ガスの削減を呼びかけている。
エコフィード	52	食品加工残さ等を利用して製造された飼料。食品残さ飼料。食品リサイクルによる資源の有効利用だけでなく、飼料自給率の向上にもつながる。
エコマーク商品	49	公益財団法人日本環境協会によって平成元年から運営されている環境ラベルの制度により認定された商品。 生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品には、指定の環境ラベルを付けることができる。
えひめ漁民の森づくり	50	県が推進している、水の源である森林の恩恵を認識し、魚や海藻を増やすために、漁業関係者が中心になって、山に樹木を植えたり、樹木の手入れをしたりする活動。
愛媛県体験型環境学習センター (えひめエコ・ハウス)	47	地球温暖化防止活動の実践促進をはじめ、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、県が平成15年4月に、「えひめこどもの城」(松山市西野町)の敷地内に開設した施設。 太陽光発電、太陽熱利用システム、小型風力発電、屋上緑化、雨水利用等の再生可能エネルギー施設を備えるほか、年間を通じて、環境学習への支援、環境に関する情報の収集・発信、相談・助言等を行っている。
愛媛県特別栽培農産物等認証制度 (エコえひめ)	50, 52	県による環境や人に優しい栽培方法による農産物の認証制度。 化学合成農薬・化学肥料を県が定めた基準から5割又は3割以上削減し、生産情報を公表し適正な管理体制のもとで生産された農産物を、「エコえひめ農産物」として認証する。認証された農産物は、認証マークの使用が認められる。
愛媛県レッドデータブック	25, 26, 45	県内の絶滅のおそれのある野生動植物の種を選定し、その種の特徴や分布状況、生息・生育状況などを取りまとめたもので、種の減少の原因を解明し、その保護と生物多様性の保全を図るための基礎資料とするため、平成15年に作成(平成26年改訂)したものの。 掲載種は1,773種で、内訳は絶滅危惧(絶滅危惧Ⅰ類+Ⅱ類)1,027種、準絶滅危惧320種、情報不足327種、要注意71種となっている。
汚水処理人口普及率	37	地域における汚水処理施設による処理人口の総人口に対する割合でみたもの。 汚水処理施設としては、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント等がある。
オゾン	7	3つの酸素原子からなる酸素の同素体。 腐食性が高く、生臭く特徴的な刺激臭を持つ有毒な気体で、大気中にもごく低い濃度で存在している。
オゾン層	6, 15, 23, 34, 41	地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。 太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護するとともに、成層圏の大気を暖める効果によって、地球の気候の形成に大きく関わっている。

用語	ページ	解説
温室効果ガス	5, 6, 9, 11, 14, 15, 21, 22, 23, 31, 38, 39, 41, 54	<p>大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。</p> <p>京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象となっている。</p>
か行		
カーボン・オフセット	39	<p>日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。</p>
外来生物	16, 26, 45	<p>国外、国内を問わず、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指す。</p> <p>その中でも、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものを、特に侵略的外来種と呼ぶ。</p>
化石燃料	23, 40	<p>石油、石炭、天然ガス等、動植物などの遺骸が地質時代を通じて堆積物となり、地圧・地熱などにより変成してできた有機物。</p>
合併処理浄化槽	36	<p>し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。</p>
環境影響評価	19, 28, 34, 49, 54	<p>事業者が大規模な開発事業や公共事業等を実施する事前の段階で、環境への影響を調査、予測、評価し、自治体や住民の意見を参考にしながら、事業そのものを環境保全上より望ましいものにしていく仕組み。</p> <p>日本では、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家及び行政機関等が関与し手続が実施されている。</p>
環境基準	7, 8, 11, 14, 21, 36, 37	<p>人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件の基準を、政府が定めるもの。</p> <p>典型7公害のうち、大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染の4種について定められている。</p>
環境白書（愛媛県環境白書）	55, 56	<p>県が毎年発行している、本県の環境の状況及び施策の現状等について、県民への周知等を目的とした公表資料。</p>
環境マイスター	47, 48	<p>地域や学校、事業者などが実施する環境学習会など自主的な環境保全活動を支援するため、県が設けている登録制度によって登録された者の呼称。県内に在住する環境活動リーダーや研究者から、公募によって登録している。</p> <p>そのうえで、登録された環境マイスターを、環境保全に関する学習会などへ講師等として派遣し、費用の一部を県が負担する、環境マイスター派遣制度を設けている。</p>
環境マネジメントシステム	18, 19, 20, 39, 49, 52, 54	<p>組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。</p> <p>ISO14001やエコアクション21などがある。</p>
間伐	40, 50, 51	<p>育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。</p>

用語	ページ	解説
緩和策	23	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して、地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させようとする対策。 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及拡大、二酸化炭素の吸収源対策などがあげられる。
企業の社会的責任 (CSR)	18, 19, 28, 49, 54	企業活動を社会的公正性や環境保全等の観点から、利益の追求だけではなく、様々な社会的側面、環境的側面においても公益や成果を高め、利害関係者に対して責任を果たすべきとする理念。
気候システム	5	気候が形成されるにあたり、大気、海洋、地表面、雪や氷、海洋、生態系などの構成要素の間で、エネルギー、水、その他の物質をやりとりすることによって、複雑に相互作用をする総合的なシステム。
気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	5	昭和63年に国連環境計画と世界気象機関により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見について政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
気候変動枠組条約	6, 31	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」で、平成4年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択。 大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系などに悪影響を及ぼす恐れがあることを、人類共通の関心事であることを確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的としている。気候変動がもたらす様々な悪影響を防止するための取組の原則、措置などを定めている。
規制基準	21	環境基本法に基づいて定められた環境基準を目標に、行政が行う個別の施策の中で、具体的に公害等の発生源を規制する基準。 大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。
キャニオニング	45	アウトドアスポーツのトレッキング、クライミング、懸垂下降、カヌー、水泳、飛び込みなどの要素を用いて、渓谷の中を目的のポイントまで下って行くアクティビティ。 本県では、滑床渓谷などで実施されている。
協働	2, 9, 12, 15, 17, 18, 25, 27, 29, 32, 34, 36, 48, 53, 54, 55	県民、NPO、学校、企業、行政等が対等の立場で、同じ目的や目標のために相互に協力して取り組むこと。
京都議定書	6	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」で、平成9年に京都市で開催された第3回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP3）において採択。 先進各国の温室効果ガスの排出量について、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。
クールビズ	53, 54	冷房時の室温が28℃でも涼しく快適に過ごすことができるよう取組を促す、平成17年度から環境省が推進しているキャンペーン。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。
グリーン購入	34, 43, 49, 53	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、できる限り環境への負荷が小さいものを優先的に購入すること。

用語	ページ	解説
県環境審議会（愛媛県環境審議会）	55, 56	環境基本法及び自然環境保全法の規定に基づき設置している県の審議会。 16人以内の委員と2人以内の水質特別委員により組織され、本県の環境の保全に関する基本的な事項や自然環境の保全に関する重要事項等を審議する。
光化学オキシダント	14	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。 強い酸化作用を持ち、高濃度では目の痛みや吐き気、頭痛などを引き起こす。
光化学スモッグ	35	光化学反応で生成した酸化性物質（光化学オキシダント）の濃度が上昇して、大気中に漂い、モヤのようなスモッグ状態になる現象。
合計特殊出生率	9	人口統計上の指標で、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産む子どもの数に相当する。 この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。
黄砂	7	特に中国を中心とした東アジア内陸部の砂漠又は乾燥地域の砂塵が、強風を伴う砂塵嵐などによって上空に巻き上げられ、東アジアなどの広範囲に飛散し、地上に降り注ぐ気象現象。
国際自然保護連合（IUCN）	7	1948年に創設された国際的な自然保護団体で、国家、政府機関、NGOなどを会員とする。日本は1978年に環境庁が日本の政府機関として初めて加盟、1995年に国家会員として加盟した。
国内排出量取引制度	39	排出量取引制度は、国や事業者ごとに温室効果ガスの排出枠を定め、排出目標を超過達成した国や事業者と達成できなかった国や事業者との間で排出枠を取引すること。京都議定書において、柔軟性措置（京都メカニズム）の一つとして導入された。 日本では、平成17年からの自主参加型国内排出量取引制度の実施や平成20年からの排出量取引の国内統合市場の施行的実施などに取り組んできたが、正式な制度導入には至っていない。なお、新たな政府目標の達成に向けて、改めて制度検討が進められる予定である。
国連ESDの10年	8	平成14年のヨハネスブルグサミットで日本が提案し、同年の国連総会において決議されたもので、平成17（2005）年から平成26（2014）年までの10年間を指す。 その際、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が主導機関として指名され、この期間において、持続可能な開発・発展の実現を目指す多様な教育への取組を推進することとされた。
国連生物多様性の10年	7	平成22年に名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締結国会議（COP10）において採択され、同年の国連総会において決議されたもので、平成23（2011）年から平成32（2020）年までの10年間を指す。 この期間において、生物多様性保全のための新たな世界目標「愛知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組むこととされている。
個別リサイクル法	43	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法の総称。
さ行		
災害廃棄物	10, 25, 43	地震災害、水害及びその他の自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物。

用語	ページ	解説
再生可能エネルギー	14, 15, 20, 23, 34, 39, 53	<p>有限で枯渇性の石油、石炭、天然ガスなどの化石エネルギーと対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象を利用して得られるエネルギー。</p> <p>資源を枯渇させずに利用可能であるため、資源有限性への対策、地球温暖化防止対策など、有効性と必要性が指摘され、近年利用の重要性が高まっている。</p>
里地・里山・里海	16, 27, 28, 34, 45	<p>「里地里山」は、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。</p> <p>「里海」は、人手が加わることで生物生産性や多様性が向上し、豊かな生態系が保たれている沿岸海域。</p>
産業廃棄物	15, 16, 23, 54	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物。</p> <p>大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。</p>
酸性雨	7, 15	<p>工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中を漂う間に酸化され、雨などに含まれて降る現象。一般的にpH5.6以下の雨をいう。</p>
シーウォーカー	45	<p>首下あたりまで覆う専用ヘルメットに、水上からホースで空気を供給することで、水中歩行を行うアクティビティ。</p> <p>本県では、愛南町鹿島で実施されている。</p>
資源循環型農業	50	<p>畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業。</p>
資源循環促進税	23, 24	<p>循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるための県税。</p> <p>排出事業者（中間処理業者含む）に対し、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン当たり1,000円（一部軽減措置あり）が課税される。</p>
資源循環優良モデル	43, 44, 52	<p>他の模範となるようリサイクル製品、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルに積極的に取り組んでいる企業や店舗等を優良モデルとして認定し、他の事業所等に波及させることにより、循環型社会を構築していくため、平成13年度から県が実施している認定制度。</p>
次世代自動車	38	<p>窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、またはまったく排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。</p> <p>ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車などを指し、政府は、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割にすることを目指している。</p>
自然エネルギー	12, 40	<p>非枯渇性のエネルギーのこと。再生可能エネルギー。</p> <p>時間的空間的に供給が安定しないものが多く、分散型でさらに補完的に利用されることが多い。</p>
自然共生社会	7, 30, 32, 33, 34, 44	<p>生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。</p>

用語	ページ	解説
持続可能な開発のための教育 (ESD)	8, 10, 27, 34, 47	一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中に、持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められている。
循環型社会	2, 6, 7, 11, 15, 16, 23, 30, 31, 33, 34, 42, 44	資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。
循環型社会ビジネス	12, 34, 49	循環型社会の構築に貢献するビジネス。具体的には、リサイクル製品の製造・販売、廃棄物処理業などが該当する。
循環資源	49	廃棄物等のうち、有用なもの。 循環型社会形成推進基本法では、循環資源について循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定している。
省エネ診断	54	事業所や家庭について、電力だけでなく、燃料や熱などエネルギー全般について幅広く診断し、状況に応じた省エネの取組について、提案・アドバイスする取組。
小水力発電	39	ダム式の大規模な水力発電ではなく、主として河川や水路などに設置した水車などを用いてタービンを回して発電する方式。
新エネルギー	49	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法において、「新エネルギー利用等」として定義されており、「経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの」とされている。 具体的には、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電、太陽熱、雪氷熱利用などがあげられる。
森林吸収分	21, 41	京都議定書において削減目標達成のために算入が認められた森林の二酸化炭素吸収量。 本県の数値は、毎年、林野庁が算定する数値を使用している。
水源かん養機能	36	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。
生物多様性	2, 7, 11, 12, 15, 16, 20, 25, 26, 29, 32, 34, 44, 46	生物多様性条約では、「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」「種（種間）の多様性」「遺伝子（種内）の多様性」という3つのレベルでの多様性があるとしている。
生物多様性条約	7, 20	正式名称は「生物の多様性に関する条約」で、平成4年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択。 「生物多様性の保全」「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分」を目的としている。 締約国に対し、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ衡平な配分を求めている。
絶滅危惧種	7	個体数が極端に減少して、絶滅の危機にある生物種。 国際自然保護連合では、絶滅の危険度をもとに、野生動植物を、絶滅種、野生絶滅種、絶滅危惧ⅠA類（絶滅寸前種）、絶滅危惧ⅠB類（絶滅危機種）、絶滅危惧Ⅱ類（危急種）、準絶滅危惧種（希少種）などに分類している。

用語	ページ	解説
た行		
ダイオキシン類	36, 37	<p>ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルを指す。</p> <p>工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質。通常の日常生活における曝露レベルでは健康影響は生じないが、強い毒性を持ち、がんや生殖機能、甲状腺機能等への悪影響などが懸念されている。</p>
太陽熱利用システム	38	<p>太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステム。</p>
地球温暖化対策推進本部	6	<p>平成9年に、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するため、内閣に設置された組織。</p> <p>内閣総理大臣が本部長を務める。</p>
地球温暖化防止活動推進員	41	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として、都道府県知事が委嘱。</p> <p>地域における温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めための活動や、住民の求めに応じて情報提供を行うなどの活動に取り組んでいる。</p>
地球温暖化防止国民運動	6	<p>国民各界各層が一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、政府が展開している取組。</p> <p>これまでには「チーム・マイナス6%」「チャレンジ25」などのキャンペーンが展開され、現在も「Fun to Share」「COOL CHOICE」の各キャンペーンが展開されている。</p>
蓄電池	38	<p>充電を行うことにより電気を蓄えて電池として使用できるようになり、繰り返し使用することができる電池。</p>
地産地消	38	<p>地域で生産された様々な生産物や資源（主に農林水産物）をその地域で消費すること。</p>
超高齢社会	9	<p>総人口に占める65歳以上の人口の割合が増大した社会であって、その割合が21%以上の状態にあるもの。</p>
直交集成板（CLT）	51	<p>ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。</p> <p>欧米では、中・大規模マンションや商業施設の壁や床に用いられ、急速に普及している。日本では、平成26年1月施行のJAS規格として制定され、普及が進められている。</p>
低質材	51	<p>細い木、曲がった木、芯が腐った木など、製材、合板等に不向きな木材。</p>
低炭素社会	30, 31, 33, 34, 38, 40, 49	<p>化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。</p>
低炭素ビジネスフロンティアえひめ	28	<p>愛媛県経済成長戦略2010における4つの重点戦略分野の1つである「環境・エネルギービジネス」において掲げている10年後の目指す姿の1つ。</p> <p>地域を単位としたビジネスモデルの構築や普及啓発等に取り組むことにより、本県が低炭素ビジネス創出の先進地としての地位を確立し、県下全域において低炭素ビジネスが次々に生み出されていくような環境を整えることとしている。</p>

用語	ページ	解説
適応策	23, 40	地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようとする対策。 渇水対策や治水対策、熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策などがあげられる。
特定希少野生動植物	46	県内に生息又は生育する希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められるもので、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき指定している種。平成21年に、サギソウなど13種を指定している。
特定鳥獣	45	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）を「第一種特定鳥獣」として、その保護に関する計画を都道府県知事が定めることができるとされている。 また、都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）を「第二種特定鳥獣」として、その管理に関する計画を都道府県知事が定めることができるとされている。
な行		
名古屋議定書	7	正式名称は「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」で、平成22年に名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締結国会議（COP10）において採択。 遺伝資源のアクセスに係る事前同意や相互合意条件に基づく公正かつ衡平な利益配分を含め、生物多様性条約の規定に実効性をもたせるため、締結国が実施すべき具体的措置などを定めている。
南海トラフ巨大地震	36, 43	日本列島の太平洋沖にある南海トラフ沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている巨大地震。 南海トラフは、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000m級の海底の溝（トラフ）で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。 平成23年に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、現時点での最新の科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの地震・津波の規模が示され、現在、この想定を元にした対策が進められている。
日本の約束草案	6	平成27年12月にパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）に先立って提出を求められていた2020（平成32）年以降の削減目標案で、同年7月に政府の地球温暖化対策本部で決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されたもの。 2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比△26.0%（2005（平成17）年度比△25.4%）の水準にすることを表明している。
燃料電池	38, 39	水素などの燃料と酸化剤の化学反応によって電気エネルギーを取り出す装置。 家庭用燃料電池の場合、ガスなどから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させる。この化学反応で排出されるのは水だけで、二酸化炭素などの温室効果ガスは排出されないため、クリーンエネルギーの一つとされる。
燃料電池自動車（FCV）	49	車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。

用語	ページ	解説
ノーマイカー通勤	41, 54	マイカー・バイク利用から徒歩・自転車・公共交通利用による通勤への転換を実践する取組。 県では、毎月1回、各事業所が任意に定める日をノーマイカー通勤デーとして実践する取組への参加を募集している。
農業集落排水施設	36	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。 農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への付加の少ない循環型社会の構築に貢献する。
は行		
ばい煙	14	物の燃焼等に伴って発生する煙とすす。 大気汚染防止法では、「物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」のことをばい煙と定義し、粉塵や自動車排出ガスとともに規制している。
バイオディーゼル燃料	40, 41	大豆、ナタネやパームなどの植物油や使用済み天ぷら油などを原料として、その植物性油脂等をメチルエステル化して得られる液体燃料で、主な成分は脂肪酸メチルエステル。 軽油の代替燃料として利用が可能。
バイオ燃料	40	バイオマスから製造される燃料。バイオエタノールやバイオディーゼル燃料がある。
バイオマス	12, 14, 15, 16, 20, 39, 40	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）。太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源。 持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギーや原料として活用することは、地球温暖化防止や循環型社会構築に大きく貢献するとともに、産業創出、地域活性化などにつながることを期待される。
廃棄物処理基準	43	廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、その基準を政令で定めることとしている。
パリ協定	6	平成27年12月にパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）で採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）。2020（平成32）年以降の地球温暖化対策を定めている。 京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組であり、条約加盟196カ国全てが参加する枠組としては世界初。
干潟	50	干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系のひとつであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。
微小粒子状物質（PM2.5）	7, 14, 21, 35	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の直径が2.5 $\mu$ m（1 $\mu$ m = 1mm の千分の1）以下の非常に小さな粒子。物の燃焼などによって直接排出されたものと、環境大気中での化学反応により生成されたものがある。 非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念される。

用語	ページ	解説
プラグインハイブリッド自動車	38	エンジンとモーターを組み合わせた動力により駆動するハイブリッド車に、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合を増加させる自動車。
フロン類	6, 15, 23, 41	炭素と水素の他ハロゲンを多く含む化合物の総称。 化学的に極めて安定した性質で扱いやすいことから、エアコンや冷蔵庫等の冷媒をはじめ、様々な用途に活用されてきた。 しかし、オゾン層の破壊及び地球温暖化への影響が明らかになり、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化が進められている。
保安林	37, 46	水源のかん養や山地災害の防止等私たちの暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される等期待される働きを維持できるような必要な管理を行っている。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物	36	PCB特措法では、「ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義している。 ポリ塩化ビフェニルは、絶縁性、不燃性などの特性により、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、その毒性から健康被害が発生し、現在は製造・輸入ともに禁止されている。
ま行		
マウンテンバイク	45	荒野、山岳地帯等での高速走行、急坂登降、段差越えなどを含む広範囲の乗用に対応して、軽量化と耐衝撃性、走行性能、乗車姿勢の自由度等の向上を図った構造の自転車。
水循環	8, 14, 36	水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。
木質バイオマス	40	木材からなるバイオマス。 主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
藻場	50	大型底生植物（海藻・海草）の群落を中心とする浅海域生態系のひとつであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。
や行		
有機性未利用資源	50	生物（動植物や微生物）に由来する資源である有機性資源のうち、現状においては利用されていないが、処理を加えることにより、再利用が可能なもの。 食品関係廃棄物や家畜排せつ物、公共下水汚泥などがあげられる。
有用金属	7	資源として価値のある金属。 小型家電には様々なレアメタルなど有用金属が含まれているが、そのまま廃棄されることが多かったため、有用金属の回収と再利用を促進するため、平成25年に小型家電リサイクル法が施行されている。
ら行		
リサイクル	15, 16, 17, 18, 23, 25, 43, 44, 49	Recycle。再生利用。再循環。 製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。
リターナブル容器	42	ビールびんや牛乳びんのように、中身を消費した後の容器を回収し、洗浄して再び使用することができる容器。

用語	ページ	解説
リデュース	7, 42, 43	Reduce。発生抑制。 環境負荷や廃棄物の発生を抑制するため、無駄・非効率的・必要以上の消費・生産を抑制あるいは行わないこと。
リユース	7, 42, 43	Reuse。再使用。 一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること。
林業躍進プロジェクト	51	林業を地域の成長産業として育成するための本県のプロジェクト。 間伐に加えて、主伐の計画的・段階的な導入を図り、県産材を増産することで、森林資源の循環利用、県産材の加工流通の拡大・競争力の向上、山村地域の雇用拡大を図る。
レッドリスト	7	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。 国際自然保護連合が作成したものを指すが、日本では環境省が作成したものもレッドリストと呼ばれる。

## (2) 数字・アルファベット順

用語	ページ	解説
3R	7, 15, 16, 23, 34, 42, 49, 54	リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の3つの頭文字をとったもの。
ABS	7	Access to genetic resources and Benefit Sharing。「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」の欄参照。
CLT	51	Cross Laminated Timber。「直交集成板」の欄参照。
COP	6, 7, 20	Conference of the Parties。条約の締約国会議を意味する略称。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。
CSR	28, 49, 54	Corporate Social Responsibility。「企業の社会的責任」の欄参照。
ESD	8, 10, 27, 34, 47	Education for Sustainable Development。「持続可能な開発のための教育」の欄参照。
ESDに関するグローバル・アクション・プログラム	8	国連ESDの10年の後継プログラムとして、平成26年の国連総会において採択。持続可能な開発に向けた進展を加速するために、教育及び学習のすべてのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことを目標とし、戦略的に「政策的支援」「機関包括型アプローチ」「教育者」「ユース」「地域コミュニティ」の5つの優先行動分野を定め、これらの下にすべての関係ステークホルダーが活動を展開することを求めている。
ESDに関するユネスコ世界会議	8	国連ESDの10年の最終年となる平成26(2014)年11月に名古屋市と岡山市で開催された世界会議。この会議では、ESDの更なる強化と拡大のための緊急の行動を求める「あいち・なごや宣言」を採択され、ESDに関するグローバル・アクション・プログラムの開始が正式に発表された。
FCV	49	Fuel Cell Vehicle。「燃料電池自動車」の欄参照。
IPCC	5	Intergovernmental Panel on Climate Change。「気候変動に関する政府間パネル」の欄参照。

用語	ページ	解説
ISO14001	19, 39	国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が発行している環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格。企業、各種団体など組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していくP D C Aサイクルを構築することを要求している。
IUCN	7	International Union for Conservation of Nature and Natural Resources。「国際自然保護連合」の欄参照。
LED	39, 41	Light Emitting Diode。ダイオードの一種である発光ダイオードの略称で、順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子。材料によって決まった波長の光を発する。低電力で高輝度の発光が得られるという特徴を持ち、信号機や大型ディスプレイ、さらに近年では、白色LEDの普及により、住宅の照明やテレビのバックライトとして利用されている。
PCB	36	Polychlorinated Biphenyl。「ポリ塩化ビフェニル (P C B) 廃棄物」の欄参照。
PM2.5	7, 14, 21, 35	Particulate Matter 2.5。「微小粒子状物質」の欄参照。